



平成 26 年 5 月 23 日

各 位

会社名 エスビー食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 山崎 雅也
(コード番号 2805 東証第 2 部)
問合せ先 取締役管理サポートグループ担当
丹野 好生
(TEL. 03-3558-5531)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 101 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 22 条第 1 項について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。
- (2) 上記 (1) の取締役の任期短縮に伴い、機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とするため変更案第 39 条を新設するとともに、現行定款第 39 条について所要の変更、ならびに現行定款第 40 条の削除を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日 (金)
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日 (金)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第39条（剰余金の配当の基準日） （省略） （新設）</p> <p>第40条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>第22条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除）</p> <p>第39条（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>第40条（剰余金の配当の基準日） （現行どおり）</p> <p><u>2</u> 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>